

特定技能外国人材紹介手数料及びその費用負担に関する覚書

株式会社徳田商店（以下「甲」という）と 合同会社アイコワーカー（以下「乙」という）とは、人材紹介に関する基本契約（以下「基本契約」）に基づき、下記の条件の通り合意した。

第1条（紹介手数料の金額）

基本契約第5条記載の紹介手数料は、1名あたり下記のとおりとする。
ただし、下記の金額に消費税及び地方消費税は含まれていない。

在留資格	居住地	金額
特定技能（1号）	日本・ベトナム	300,000 円

※ベトナム在住者の住居手配を株式会社 ICO Japan が行う場合は別途費用 80,000 円とする。

※キャンペーンによる特別価格対応期間においてはどちらかメリットの高い方を適用する。

第2条（紹介手数料の支払い期日）

- 紹介手数料の支払い期日は、採用決定者の入社した日の属する月の翌月末日までとする。
- 紹介手数料の支払い方法は、乙の指定する銀行口座に振り込む。
- 前項記載の支払い期日が金融機関休業の場合、前営業日までに支払う。
- 紹介手数料の支払いに要する費用は、甲の負担とする。

第3条（保証期間）

- 基本契約書第6条第1項記載の紹介手数料（消費税及び地方消費税を含む）の返還条件については、下記のとおりとする。ただし、①については甲の選択により、いずれかの保証内容を決定する。

区分	保証期間	保証内容
①	入社日から90日以下で退職した場合	人材紹介手数料の80%を返還 または 新たな人材をご紹介
②	入社日から91日以上、180日以下で 退職した場合	紹介手数料の50%を返還

- 乙は、甲が前項記載の保証において新たな人材の紹介を希望した場合、基本契約書記載の採用決定者が退職した日の翌日から起算して90日以内に、甲に対して求人数の人材を紹介しなければならない。
- 乙は、甲に対して前項記載の期日までに所定の人数を紹介できなかった場合、本条第1項①記載の割合で紹介手数料を返還しなければならない。
- 乙は、甲に対して本条第2項記載の期日までに所定の人数を紹介したものの、甲が採用に至らなかった場合には、基本契約書第6条第1項記載の紹介手数料の返還義務を免れる。
- キャンペーンによる特別対応期間においてはどちらかメリットの高い方を適用する。

第4条（費用負担）

- 基本契約書記載の本件業務を履行するにあたり、甲は下記の費用を負担する。
 - インターネット等を用いて人材の採用試験を行う場合
 - 自己が使用するインターネット回線等の利用料
 - 自己が使用するパソコン等の通信機器を利用するための費用
 - 自己が指定した特別な試験のために要する費用
 - 日本国内において面接等の対面により人材の採用試験を行う場合
 - 自己の試験会場までの交通費